

○赤磐市まちづくり審議会会議運営規程

平成17年11月10日

告示第198号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市まちづくり審議会条例（平成17年赤磐市条例第31号）第8条の規定に基づき、赤磐市まちづくり審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開するものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長となる。

2 議長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

3 委員は、会議に積極的に参加するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(傍聴)

第5条 会議は、議長の許可を得たものがこれを傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年11月11日から施行する。